

周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境（以下「地域環境等」という。）に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。
- (2) 太陽光発電事業 発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を用いて電気を得る事業（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業者 太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (4) 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地をいう。
- (5) 周辺関係者 次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められるものとして規則で定める者をいう。

ア 居住者

イ 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者

ウ 自治会の代表者

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の発生防止及び地域環境等を保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電事業に関する対応、苦情及び紛争の処理に当たっては、誠意をもってその解決に努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者（第22条において「土地所有者等」という。）は、第1条の目的を達成するために、当該事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、第1条の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第7条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

(周辺関係者への説明)

第8条 事業者は、前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の説明会を行うに当たっては、事業者は、前条の協議の結果を反映した事業計画の内容について、周辺関係者の理解を得られるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、周辺関係者からの質問及び意見を一定期間にわたり受け付けるとともに、それらを踏まえ、当該周辺関係者と協議の上、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、第7条の協議及び前条第3項の規定による周辺関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業計画は、地域の特性及び事情を考慮したものとするよう努めなければならない。
- 3 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は設置

工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。

(標識の設置)

第10条 事業者は、設置工事に着手した後速やかに、道路その他公共の場から見えやすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、当該標識に係る太陽光発電設備を撤去する日まで設置するものとする。

(事業開始の届出)

第11条 第9条の規定による届出をした事業者は、設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の内容について、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。

(準用)

第12条 第8条第2項及び第3項の規定は、第9条第3項及び前条第2項の説明会の開催について準用する。この場合において、第8条第2項中「前条の協議の結果を反映した事業計画の内容」とあるのは、「変更しようとする内容」と読み替えるものとする。

(適正な維持管理)

第13条 事業者は、太陽光発電設備を撤去するまでの間、災害の発生の防止及び地域環境等の保全に支障が生じないように、次に掲げる事項及び規則で定めるところにより、安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

- (1) 太陽光発電設備等（当該太陽光発電設備及びその事業区域をいう。第3号において同じ。）について、適正な維持管理をするために必要な体制を整備すること。
- (2) 事業区域からの残材等の飛散、雑草の繁茂等により、地域環境等の保全に支障を生じさせないこと。
- (3) 事故、災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、地域環境等の保全に

支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、直ちに周辺関係者に周知するとともに、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じること。

(4) 前号の場合に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう努めること。

2 事業者は、前項第3号の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(地位承継の届出)

第14条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第15条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の稼働を停止する日の30日前までに（その廃止が損壊その他のやむを得ない事情による場合にあっては、速やかに）、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。

(撤去の届出)

第16条 前条の規定による届出をした事業者は、太陽光発電設備の撤去工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告等)

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈

してはならない。

(助言又は指導)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第7条の協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。
- (2) 第8条第1項、第9条第3項又は第11条第2項の説明会を開催しなかったとき、又は虚偽の説明をしたとき。
- (3) 第9条第1項、同条第3項、第11条、第14条、第15条第1項又は第16条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 第10条の標識を設置していないとき。
- (5) 第13条第1項に規定する適正な維持管理を怠ったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。
- (6) 第13条第2項の報告を正当な理由なく行わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (7) 第17条の報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- (8) 第18条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (9) 前条の指導に正当な理由なく従わなかったとき。

2 前項の勧告を受けた事業者は、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。

(公表)

第21条 市長は、前条第1項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該勧告の内容
- (3) 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、
弁明の機会を与えなければならない。

(土地所有者等への特例等)

第22条 次に掲げる場合については、土地所有者等を事業者とみなして、第13条及び
第17条から第20条(第1項第1号から第4号までを除く。)までの規定を適用する。
この場合において、第18条第1項中「事務所、事業所又は事業区域」とあるのは、
「事業区域」とする。

(1) 事業者が破産その他の理由により太陽光発電事業の継続が困難と認められ
る場合

(2) 事業者を過失なく確知できない場合

2 土地所有者等は、前項各号の事由が生じる場合に備えて、あらかじめ、事業者と
の太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、土地の原状回復及びそ
の費用負担に係る条項を設けることその他の適切な措置を講ずるよう努めなけれ
ばならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で
定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第9条第1項に規定する届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の
日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(既存設備等に係る経過措置)

3 施行日前に事業者が設置工事に着手し、又は設置工事が完了した太陽光発電設備
(以下「既存設備等」という。)については、第4条、第5条及び第10条から第22条
までの規定を適用する。

4 既存設備等に対する第10条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、第
10条第1項中「設置工事に着手した後速やかに」とあるのは「令和9年3月31日ま
でに」と、第11条第1項中「第9条の規定による届出をした事業者」とあるのは「事

業者」と、「設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに」とあるのは「令和9年3月31日までに」とする。

(施行日から令和8年6月30日までに設置工事に着手する場合の経過措置)

5 第7条の規定は、施行日から令和8年6月30日までに事業者が設置工事に着手する太陽光発電設備については、適用しない。

6 前項の太陽光発電設備に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に」とあるのは、「次条第1項の規定による届出をする前に」とする。

7 附則第5項の太陽光発電設備に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前までに、第7条の協議及び前条第3項」とあるのは、「着手する日の30日前までに（令和8年4月30日以前に設置工事に着手するものにあつては、着手の日までに）前条第3項」とする。

(施行日前の説明会の効力)

8 施行日前に行われた第8条の規定による説明会その他の行為は、同条の規定により行われた説明会その他の行為とみなす。